

平成 24 年版 わかる宅建
【法改正のお知らせ】

(3454)

平成 24 年 6 月 22 日
 (株)住宅新報社
 書籍編集部
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 平成 24 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施公告が発表されました。今年度の試験は、平成 24 年 10 月 21 日(日)に実施予定で、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令に基づいて出題されます。法令改正による修正の必要が生じたので、以下の箇所の記述をご訂正ください。

ページ・位置	改正前	改正後
P302 上の表中	原則	例外
	例外	原則
P302 下 1 行目	都道府県	市町村
P314 表中下 2 段目	市街地開発事業（原則）	削除
P468 上 12 行目	その法定代理人が	その法定代理人(法人の場合、その役員)が
P499 下の表中 ii)の欄	土砂災害警戒区域内にあるときは	土砂災害警戒区域内 又は津波災害警戒区域内 にあるときは
P536 上 5 行目	法定代理人が	法定代理人(法人の場合、その役員)が
P555 上 4 行目	平成 24 年 3 月 31 日まで	平成 27 年 3 月 31 日まで
P559 下 8 行目	平成 24 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで
P567 上の表中 譲渡資産の欄	iii. 譲渡対価→2 億円以下	iii. 譲渡対価→ 1 億 5 千万円 以下
P578 下 3 行目	平成 23 年 12 月 31 日まで	平成 26 年 12 月 31 日まで
P602 上 1~4 行目	(5) 財形住宅貸付業務等 機構は、事業主等から(雇用・能力開発機構が行う貸付に係る)住宅資金の貸付けを受けることができない勤労者に対し、住宅資金を貸し付ける業務(財形住宅貸付業務)を行う。	(5) 勤労者財産形成持家融資 機構は、 事業主等から住宅資金 の貸付けを受けることができない勤労者等に対し、住宅資金を貸し付ける業務(勤労者財産形成持家融資)を行う。